4　前項の規定により厚生労働大臣が拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関は、変更後の拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算標準報酬按分率を乗じて得た額と、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算積立金按分率を乗じて得た額とを合算して得た額から、概算拠出金の額を控除して得た額の拠出金を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5　厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

6　厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算積立金按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第四条の二の十二　実施機関は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の拠出金を翌々年度までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2　厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において実施機関が前条第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに前条第一項の規定により当該実施機関が納付すべき拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

3　厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

（地方公務員共済組合の拠出金の負担）

第四条の二の十三　法第八十四条の七の規定による地方公務員共済組合の負担は、総務省令で定めるところにより、当該年度における法第八十四条の六の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る拠出金の額と当該年度において当該連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分（法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分をいう。以下この項及び第八条の八第二項第一号において同じ。）を合算した額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を控除した額について行う。

一　組合の標準報酬按分率

二　組合の積立金按分率

2　前項第一号の組合の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　地方公務員共済組合ごとに、当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員（全国市町村職員共済組合連合会にあつては、構成組合の組合員）たる被保険者に係る標準報酬の総額として第四条の二の八第一項の規定の例により算定した額を、当該年度における第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬の総額として同条第二項の規定の例により算定した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二　保険料財源比率（法第八十四条の六第三項第二号に規定する保険料財源比率をいう。次項第二号において同じ。）

3　第一項第二号の組合の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　地方公務員共済組合ごとに、当該年度における法第八十四条の六第四項第一号に規定する実施機関の積立金額を、当該年度の前年度における地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の同号に規定する実施機関の積立金額の総額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二　一から保険料財源比率を控除した率

（実施機関が行う事務）

第四条の二の十四　法第二条の五第一項各号に定める実施機関のうち、一の号に定める実施機関（以下この条において「一の号に定める実施機関」という。）は、主務省令で定めるところにより、同項の規定により他の同項各号に定める実施機関（次項において「他の各号に定める実施機関」という。）が行うこととされている法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（当該一の号に定める実施機関に対してされたものに限る。以下この条において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。

2　一の号に定める実施機関を所管する大臣は、前項に規定する主務省令を定めるときは、他の各号に定める実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

（主務省令）

第四条の二の十五　法第百条の三の三第二項及び前条第一項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一　法第二条の五第一項第一号に定める者　厚生労働省令

二　法第二条の五第一項第二号に定める者　財務省令

三　法第二条の五第一項第三号に定める者　内閣府令・総務省令・文部科学省令

四　法第二条の五第一項第四号に定める者　文部科学省令

第五条第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改める。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「から第三号まで及び第七号」及び「、同条第四号から第六号までに掲げる給付に係る制度の加入状況につき当該制度の管掌機関に対し」を削る。

第六条の六を第六条の七とする。

第六条の五第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第六条の五第五号中「地方公務員等共済組合法による障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第六条の五第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（特定警察職員等の範囲）

第六条の二　法附則第七条の三第一項第四号に規定する政令で定める階級は、警察官にあつては警部と、皇宮護衛官にあつては皇宮警部と、消防吏員にあつては消防司令と、常勤の消防団員にあつては副団長とする。